

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について

輸出注意事項 19 第 3 1 号 (19.10.11・平成 19・10・04 貿局第 1 号)

改正 輸出注意事項 20 第 1 6 号 (20.6.16)

輸出注意事項 20 第 1 8 号 (20.8.18)

輸出注意事項 20 第 3 7 号 (20.12.26)

絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請要領等について (昭和 55 年 11 月 1 日付け 55 貿局第 398 号・輸出注意事項 55 第 17 号) において規定する絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等は、平成 19 年 10 月 11 日から下記のとおりとなります。

なお、平成 11 年 12 月 17 日付け「(公示)ワシントン条約に係る管理当局及びこれに準ずる当局の指定について」は廃止します。

記

1 締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン共和国、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国 (香港及びマカオを含む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民

国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 締約国でない国又は地域であって、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域

アンドラ、北朝鮮、フェロー諸島、イラク、キリバス、レバノン、マーシャル諸島、ミクロネシア、タジキスタン、台湾、トンガ、タークス・カイコス諸島